

## 「平成26年度別府市共生社会形成プラン」の評価結果について（平成27年11月1日）

### 1 評価対象事業

平成26年度別府市共生社会形成プラン中の全事業（34事業）

### 2 評価主体

各担当課自らが評価する「内部評価」の結果を参考に、別府市障害者自立支援協議会が行った。

### 3 評価方法

下記評価基準により、事業の有効性をA、B、Cの3段階で評価。併せて附帯意見が付された。

条例の 条番号	規定内容	評価の基準		
		A	B	C
第9条	啓発活動、職員研修等	障がいに対する理解が深まっている。	改善が必要である。	効果が 見られ ない。
第10条	合理的配慮（生活支援）	生活のしづらさや不安が軽減されている。		
第11条	合理的配慮（生活環境）			
第12条	合理的配慮（防災）			
第13条	合理的配慮（雇用及び就労）			
第14条	合理的配慮（保健及び医療）			
第15条	合理的配慮（保育及び教育）			
第16条	合理的配慮（芸術文化及びスポーツ）			
第23条	親亡き後等の問題を解決する施策	問題の解決に向かっている。		

### 4 評価結果概要

	事業数	割合	事業番号
A	21	62%	下記以外
B	9	26%	8、10、13、14、15、16、18、27、28
C	4	12%	9、19、23、24
計	34	100%	

### 5 経過

プランの策定から評価の決定までの過程は、次のとおりである。

平成26年4月1日	平成26年度別府市共生社会形成プラン策定
～平成27年3月31日	プランに係る事業の実施
平成27年7月27日	プランの内部評価決定
平成27年8月～9月	別府市障害者自立支援協議会委員からの意見等取りまとめ
平成27年9月25日	別府市障害者自立支援協議会全体会において評価決定（外部評価）